

令和8年度応急手当普及員養成講習の開催について（ご案内）

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

平素より応急手当普及推進活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

当局では令和7年度より「医師、看護師、准看護師、保健師、救急救命士」資格保有者の方もしくは「教職員にあたる方」につきまして講習内容の変更や時間の短縮を行い実施中です。なお、上記資格保有者でない方につきましては、従来通り3日間での講習を行っています。

今後も各事業所等の単位で応急手当普及員の資格を取得していただき、各事業所内で応急手当の普及活動をお願いいたしたく、開催につきまして下記のとおりご案内いたします。

1 【医師、看護師、准看護師、保健師、救急救命士の方対象】

(1) 開催日程

(第1回目)

令和8年 7月24日（金）の1日間 午前9時から午後4時まで
鳥取県西部広域行政管理組合消防局4階（米子市両三柳5452）

(第2回目)

令和8年11月28日（土）の1日間 午前9時から午後4時まで
鳥取県西部広域行政管理組合消防局4階（米子市両三柳5452）

(2) 受講資格者

鳥取県西部地区に在住（住所がある方）または鳥取県西部地区の事業所等に勤務され
医師、看護師、准看護師、保健師、救急救命士の資格を取得されている方

2 【教職員の方対象】

(1) 開催日程

(第1回目)

令和8年 7月31日（金）の1日間 午前9時から午後5時まで
鳥取県西部広域行政管理組合消防局4階（米子市両三柳5452）

(第2回目)

令和8年12月 5日（土）の1日間 午前9時から午後5時まで
鳥取県西部広域行政管理組合消防局4階（米子市両三柳5452）

(2) 受講資格者

鳥取県西部地区に在住（住所がある方）または鳥取県西部地区の幼稚園、保育園、各
種学校等に勤務され「教職員の定義」に該当される方

(3) 教職員の定義

教職員にあたる方とは学校教育法第一条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師を指します。

*教諭免許状を取得されている方

3 【上記1、2の資格を保有されていない方対象】

(1) 開催日程

(第1回目)

令和8年 8月3、4、5日(月火水)の3日間 午前9時から午後5時まで
鳥取県消防学校(米子市流通町1350)

(第2回目)

令和8年12月12、13、20日(土日日)の3日間 午前9時から午後5時まで
鳥取県消防学校(米子市流通町1350)

4 受講を希望される方へのお願い

- (1) テキスト「応急手当指導者標準テキストガイドライン2020対応」(税込3960円)をご購入いただき事前学習に努め、当日持参してください。
- (2) 総務省消防庁ホームページの「一般市民向け応急手当Web講習」を必ず視聴し事前学習に努めてください。
- (3) 講習日時、実施カリキュラムなどの詳細については別途、鳥取県西部消防局ホームページにてご案内しています。なお、お申込みの際に各資格免許状(写し)も併せてご提出ください。

5 申し込み方法

受講希望の方は当局ホームページを閲覧していただき、お申込専用フォームもしくは応急手当普及員養成講習申込書に必要事項を記入してお申し込みください。

6 その他

- (1) 動きやすい服装での受講をお願いします。
- (2) 受講料は無料です。
- (3) 昼食は各自で準備してください。
- (4) 資格がある方でも従来どおりの3日間講習の受講は可能です。

【お問い合わせ】

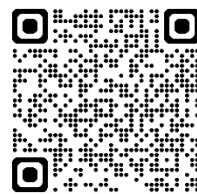
(担当)

鳥取県西部広域行政管理組合消防局警防課
救急室 篠田、益田

TEL 0859-35-1957

E-mail kyukyushitsu@tottori-seibukoiki.jp

QRコードを読み取ってHPにアクセス



<https://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/>